

名古屋市債権管理推進会議の委員長代理順序に関する定め

(副委員長の代理順序)

名古屋市債権管理推進会議設置要綱第3条第3項の規定により、委員長の職務を代理する副委員長の順序は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋市副市長 堀場和夫
- (2) 名古屋市副市長 廣澤一郎

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。